

第2章 全体構想

01 本市のめざすまちづくり

02 分野別方針



01 本市のめざすまちづくり



(1) まちづくりの基本目標

総合基本計画が【めざすまちの将来像】として掲げる「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」をふまえた上で、今後の都市整備の方向性を示すため、以下の【まちづくりの基本目標】を設定します。

【まちづくりの基本目標】

歴史と自然の魅力あふれる 心ゆたかな 賑わいの^{まち}都市 はびきの



国道 170 号（大阪外環状線）



峰塚公園での市民イベントの開催

「歴史と自然の魅力あふれる」



本市は、金剛生駒山系、羽曳野丘陵の豊かなみどりと、石川、飛鳥川をはじめとする河川や点在するため池、ブドウやイチジクなどの特産品を育む農地など、豊かな自然環境を有しています。また、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産の竹内街道といった多種多様な歴史遺産を有しており、これらの保全と活用が求められています。

これらの自然・歴史的な資源が一体的に織りなす環境が市の魅力となっていることから、これらの資源を守り、育て、活かすことで、魅力があふれ誰もが住みたいまちをめざします。

「心ゆたかな」



本市はこれまで、大阪都心への良好なアクセスや、豊かな歴史と自然を有する環境を活かし、郊外住宅地として発展してきました。

今後の人口減少・少子高齢化社会においては、様々な主体がまちづくりの担い手となれるよう、まちづくりへの参画機会の創出に努め、良好なコミュニティや住環境を維持保全し、安全安心に住み続けられる環境づくりをめざします。

また、近年の健康志向の高まりなど市民ニーズを反映し、スポーツ・レクリエーションの機会を提供するなど、誰もが生き生きと健康に暮らせるまちをめざします。

「賑わいの都市^{まち}」



本市は大阪都心や周辺都市と連携したまとまりある市街地が形成されています。今後も市街地の拡大を抑制し、適切に維持発展させるため、周辺や市内のネットワークや交通サービスを高め、様々な都市機能の集積・充実を図ります。

周辺都市との連携を高め、様々な都市機能の充実を図ることで、魅力的な都市空間を形成し、地域内外の人が行き交い、交流が生まれる活力あるまちをめざします。

(2) まちづくりの方向性

●都市の活力創造と持続可能な発展

「周辺都市を含めたネットワーク型都市構造の強化」

- ・本市は大阪都心へのアクセスが良好で、南河内・堺・奈良地域の周辺都市とつながっており、それらの都市機能と連携したまとまりある市街地が形成されていることから、ネットワーク型の都市構造を構築し、さらなる強化を図っていくことが求められます。
- ・今後は、社会経済情勢に照らして、まとまりある市街地を維持し、市街地の拡大を抑制しつつも、本市の都市機能を適切に維持発展させるために都市拠点へ機能の集約を進める必要があります。
- ・駅周辺や公共施設などが集積し、多くの市民が利用する地区については、都市の拠点に位置づけ、商業業務・教育・子育て・文化・市民サービス機能の充実を図っていくとともに、市民のさらなる利用を促進するため、道路交通網や交通ターミナル機能の充実を図ります。

「持続可能な社会の実現と環境共生への対応」

- ・地球環境に配慮した取り組みをめざし、持続可能な社会を実現するため、環境との共生やそれらに配慮したまちづくりを誘導する必要があります。
- ・公的分野の施策や整備を進め、民間などの土地利用や開発においても持続可能な社会の実現に資する取り組みを誘導します。

「駅周辺の利便性向上と公共交通サービスの充実」

- ・主要な交通ターミナルである古市駅周辺、高鷲駅周辺、恵我ノ荘駅周辺については、本市の重要な都市・地域拠点として機能してきましたが、近年、鉄道乗降利用者の減少や駅周辺商店街の低迷、空き店舗の増加などが課題となっています。
- ・今後は、主要駅周辺は、まとまりある市街地の拠点として、駅前広場や道路アクセス、駐車・駐輪施設の充実・改善により多くの市民の生活利便性を高め、空き店舗対策などを進めることで、駅周辺の活力の向上を図ります。

「地域を支える土地利用促進や幹線沿道の発展」

- ・本市および周辺の広域的な幹線道路網の整備は、業務や流通に役立つのみでなく、ロードサイドの飲食店や商業施設の立地の誘導にもつながり、市民生活に必要な生活・商業サービス機能の充実にも役立ちます。
- ・幹線道路の交通ネットワークを活かし、市街地の健全な発展に役立てるとともに、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導することで、地域を支える商業や産業をさらに育成します。

●地域の魅力づくりと交流の促進

「後世に引き継ぐ自然環境・田園の保全と交流」

- ・市民が潤いと豊かさを感じる金剛山系の自然をはじめとした本市の緑や農地を、後世へ引き継いでいくためには、環境の保全に努めるとともに、多くの市民が日常から自然と触れ合う機会の創出や、自然を大切にしようとする意識の醸成が求められます。
- ・石川などの河川水系の環境は、水質の改善に努めつつ、日常のレクリエーションなど多様な利用を促進し、市民の憩いの場として活用を図ります。
- ・市域東部の田園風景やぶどう畑などは、市民にとって憩いや潤いが感じられる存在であるとともに、食生活を支える大切な農地でもあるため、農産物の地産地消の推進など各々の農業分野での施策と連携して地域の発展に努めます。

「世界に誇る歴史遺産活用と景観形成」

- ・本市では古市古墳群が「百舌鳥・古市古墳群」として世界遺産に登録され、古墳群やその周辺環境の保全・活用のための検討や、本市内外の人たちに向けた情報発信や魅力創出に取り組んでいます。
- ・この取り組みとあわせた歴史的地域の適切な保全と活用に向けて、保存管理や景観形成、来訪者の誘導方策の検討、周遊ルートの整備充実など総合的な施策の推進を図ります。
- ・本市の様々な歴史・文化を継承しつつ、豊かな自然環境や落ち着いた住環境を維持していくために、景観計画を推進し、歴史・文化の風格、自然の豊かさ、都市・市街地の活力と潤いを協働により守り、育み、活かしていきます。

「交流促進や観光による魅力づくり」

- ・歴史・文化資源の活用や農業体験・地元特産物の販売など、本市の強みを活かした市民交流の促進や観光などの施策を進めることにより、本市の魅力をさらに広くアピールしていきます。
- ・地域ごとの特性に応じて、市民や民間事業者、NPOなどと連携を図り、地域の資源・人材・公的な空間を活かした施策を進めます。

「大学・研究機関との連携」

- ・市内に立地する大学や公的な研究機関の中には、医療・福祉や農業などの分野で特色があるものや、広域的な地域における重要な都市機能を担っているものもあります。それらと地域との連携や交流に取り組むことにより、まちづくりや地域課題の解決につながるネットワークと産官学の連携を推進します。

「住み続けられる居住地環境」

- ・高度成長期に発展した本市の住宅団地や開発地は、地域の高齢化が進み、子育て世代の減少や、老朽化した建物の更新、自治コミュニティの維持などに課題を抱えており、暮らしやすい居住環境を維持していくことが、今後、ますます重要となります。
- ・これからの人口減少社会においても、安心して住み続けられる居住環境をめざし、良好な住宅地の維持に努めるとともに、買物、医療・福祉などの生活機能の保全を図るなど、都市機能の維持に努めます。
- ・今後見込まれる空き家の増加に対応するため、空き家の活用や老朽建物の対策を推進するための取り組みを進めます。

●安全安心の暮らしと健康に配慮したまちづくり

「防災・減災への対応」

- ・海溝型と呼ばれる南海トラフ巨大地震や、直下型と呼ばれる上町断層地震などが発生した場合、本市においても甚大な被害が想定されています。災害発生を防ぐことは不可能なものの、「減災」の考え方を基本理念に据え、被災したとしても人命までもが失われないことを最重視しつつ、経済的被害ができる限り小さくなるような対策が必要となります。
- ・土砂災害や内水氾濫・河川氾濫などの災害の危険性や、災害からの避難に関する情報の周知、住宅の耐震化の促進など市民一人一人が日常から災害へ備えるための取り組みを地域と連携して進めます。

「社会インフラ、公共施設ストックの適切な維持、管理、更新」

- ・高度成長期に整備した公共施設をはじめとした施設は更新の時期を迎えており、その適切な維持管理の方法や機能の重要性などについて、改めて見直す時期を迎えています。
- ・公共施設を適切に改修・改築や整備、維持管理し、長寿命化やさらなる有効活用を行っています。

- ・超高齢社会への備えや人々の余暇活動の充実、自己研鑽意識の高まりに加え、新型コロナウイルスへの対応などを背景に、市民の健康に対する意識の高まりやそのための取り組みが増えており、年齢やライフステージ、興味にあわせた様々な運動や健康づくりの場が求められています。
- ・公園やスポーツ・レクリエーション施設、まちづくりにおいても多様な市民ニーズや活動内容を考慮して、それらの充実を図ることにより、誰もが生き生きと活動できる健康に配慮したまちづくりをめざします。

●市民参加の促進と次への展開

「市民に身近な地域別のまちづくり」

- ・本市ではこれまで総合的な地域特性を踏まえた7地域別のまちづくりを展開してきました。
- ・まとまりのあるまちづくりの推進と、地域や市民が身近に感じるまちの姿を共有していくためにも、これまで行ってきた地域別のまちづくりを踏襲し、市民自らがさらに参加しやすいまちづくりを進めていきます。

「人口動向全般に対応したコミュニティづくり」

- ・人口流出や若年世帯の減少などによって、コミュニティ活動における人材の高齢化や担い手の不足など、これまでにないまちづくりの課題に直面しています。
- ・既存の地域における自治組織の仕組みを活かしながら、子育てや教育、福祉・医療などの分野とも連携して、多様性のあるコミュニティの仕組みを再構築していきます。

「まちづくりへの参画機会の創出」

- ・高度な情報端末の発達や個人の情報発信スキルの向上により、様々な嗜好や趣味にあった活動方法が得られる社会的な環境が整備されつつあります。
- ・まちづくりの分野においても、個人や少人数でも比較的簡単に情報共有や活動しやすい環境が整っているため、市内外にとどまらず、新たな担い手を見つけ、育てていくためにも多様な方法でのまちづくりへの参画機会を創出していきます。

(3) 将来目標人口

第6次総合基本計画を踏まえ、めざすまちの将来像の実現に向け、様々な施策に取り組む中で、めざす将来目標人口を以下のように設定します。

令和7年 : 109,000人

(4) 将来都市構造の設定

将来都市構造とは、「まちづくりの基本目標」の達成をめざして、市域の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、めざすべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものです。

「第6次羽曳野市総合基本計画」で定められている「将来都市構造の基本方向」を踏まえ、「軸」および「拠点」を設定します。

■ 軸の設定

周辺都市との連携を高め、拠点間をつなぐ市内のネットワークを形成するため、広域交流軸、地域交流軸、歴史軸、河川緑地軸を設定します。

広域交流軸

- ・ 広域交流軸として、南阪奈道路、国道 170 号（大阪外環状線）、都市計画道路八尾富田林線を位置づけ、市域内外につながる広域的な交流を促進するため主に道路交通機能の充実を図ります。

地域交流軸

- ・ 地域交流軸として、府道堺大和高田線、府道堺羽曳野線、市道郡戸古市線、府道郡戸大堀線、国道 170 号、国道 170 号(旧)、都市計画道路藤井寺羽曳山線、都市計画道路東大塚美陵線を位置づけ、主に市内の道路ネットワーク機能の充実を図ります。

歴史軸

- ・ 歴史軸として、日本最古の官道とされ日本遺産にも認定された竹内街道をはじめ、東高野街道、長尾街道、巡礼街道を位置づけ、歴史街道および沿道の魅力・資源を活かすことにより、羽曳野らしさを創出するよう努めます。

河川緑地軸

- ・ 府の主要河川である石川をはじめとする市内河川沿いは、河川敷を含め、市街地の貴重なみどりであるため、河川緑地軸として石川、府営石川河川公園とともに東除川や飛鳥川を位置づけ、環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能の活用とさらなる促進に努めます。

■拠点の設定

地域や施設が持つそれぞれの特色を活かし、市内のネットワークの形成や周辺都市との連携により、都市機能の集積や充実を図る拠点として「広域都市拠点」「地域都市拠点」を設定します。

広域都市拠点

市域および周辺都市の広域的な役割を担う拠点として位置付け、都市機能の充実を図ります。

にぎわい交流 拠点

【古市駅・市役所周辺地区】

- ・本市の交通ターミナル、商業業務、歴史的資源への来訪、行政機能の中核を担う拠点として、古市駅周辺を位置づけ、総合的な都市機能の充実を図ります。

【道の駅しらとりの郷周辺地区】

- ・南阪奈道路の交通アクセス機能を活かし、道の駅しらとりの郷を中心とした、広域的な交流拠点を形成します。

研究・医療拠点

【大学・医療センター周辺地区】

- ・大阪はびきの医療センターをはじめ、大阪府立大学羽曳野キャンパス、四天王寺大学を研究・医療の拠点として位置づけ、さらなる機能の連携強化に努めます。

地域都市拠点

各地域における様々な目的を持つ拠点として、特性に応じた機能の充実を図ります。

文化・ふれあい 交流拠点

【恵我ノ荘駅、高鷲駅、駒ヶ谷駅、上ノ太子駅周辺地区、 生活文化情報センター（L I Cはびきの）】

- ・ふれあい交流拠点として、恵我ノ荘駅、高鷲駅、駒ヶ谷駅、上ノ太子駅周辺、生活文化情報センター（L I Cはびきの）を位置づけ、交通ターミナル機能の強化や地域の特性を活かした交流機能の充実を図ります。

産業・流通業務 拠点

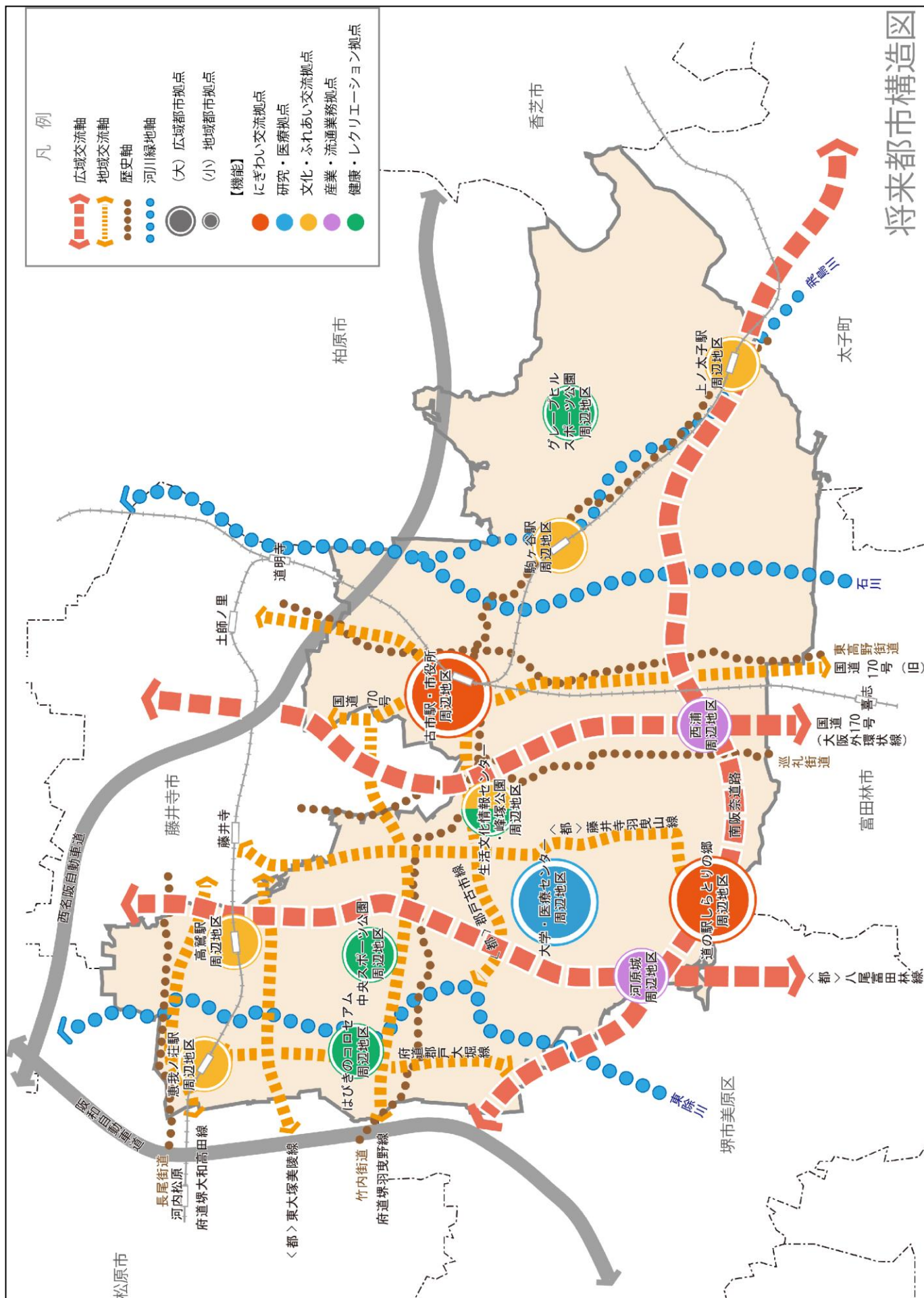
【河原城周辺地区、西浦周辺地区】

- ・産業・流通業務拠点として、広域交流軸である南阪奈道路と幹線道路（国道170号（大阪外環状線）、都市計画道路八尾富田林線）の交差点周辺を位置づけ、産業や流通、沿道商業機能の強化を図ります。

健康・レクリエ ーション拠点

【はびきのコロセアム、中央スポーツ公園、峰塚公園、 グレイプヒルスポーツ公園】

- ・主要な公園・スポーツ施設の周辺を健康・レクリエーション拠点として位置づけ、公園や運動施設など健康や交流を増進する機能充実を図ります。



02 分野別方針



(1) 土地利用方針

■土地利用の基本目標

○市街化区域においては、安全で良好な市街地の形成をめざし、土地利用の状況から住宅地、商業地あるいは工業地などを適切な配置と規模で位置づけます。

○市街化調整区域においては、現状の農地や自然環境の維持・保全を前提とした土地利用を基本とします。ただし、無秩序な土地利用が進んでいる、または進む恐れのある場合や、新たな土地利用の可能性のある区域においては、自然的土地利用と調和した都市的な土地利用のあり方について検討し、市街化調整区域における地区計画のガイドラインを策定し、策定指針に沿った土地利用を図ります。

■土地利用の個別方針

●市街地ゾーン

住宅地

- ・低層の専用住宅地では、今後も良好な住環境の維持・保全に努めます。
- ・中高層の専用住宅地では、生活に必要な施設の立地誘導や開発などの適切な規制誘導により安全・安心な住宅地の形成と利便性の確保を図ります。
- ・既存集落地から発達した住宅地や他の用途と混在する住宅地などの一般住宅地においては、専用住宅地との調和を図りながら、地域の特性に応じた住環境を整備するとともに、みどり豊かな住宅地の形成を図ります。
- ・既存集落地は、農地山林などの周辺環境との調和を図りながら、今後も住環境の向上を図ります。

商業業務地

- ・古市駅、恵我ノ荘駅、高鷲駅周辺などでは、空き店舗問題などの解決をめざして、魅力のある商業業務地の形成を図ります。



羽曳が丘地域低層住宅地



駒ヶ谷地域集落地



恵我ノ荘駅周辺

沿道サービス地

- ・広域的な幹線道路沿道においては周辺の環境に配慮しながら、商業業務機能をもつ土地利用を検討し、交通利便性の高い商業業務施設の立地を促進します。

複合業務地

- ・商業的土地利用やレクリエーション機能の強化など、複合的な機能を集積させることにより、相乗的なにぎわいの効果が創出される土地利用をめざします。

行政・研究地

- ・周辺環境との調和を継続していくことを基本とし、施設の更新を行う場合には、既に確保されている良好な環境を損なわない土地利用を図ります。

工業地

- ・今後も周辺環境との調和を図りつつ、業務の利便性の増進を図ります。ただし、工場の廃止に伴った個別の土地利用転換が図られる場合には、地区計画制度などの活用により必要に応じた基盤整備が実施されるよう誘導を図ります。

流通業務地

- ・周辺住環境との調和を図りつつ、広域交流軸へのアクセス性の高い立地条件を活かすため、物流機能の強化と流通業務施設の集積を図ります。

健康・レクリエーション地

- ・はびきのコロセアム（総合スポーツセンター）、中央スポーツ公園、峰塚公園、グレープヒルスポーツ公園では、今後もスポーツ、レクリエーション機能の充実に努めます。



道の駅 しらとりの郷



柏原・羽曳野中小企業団地



はびきのコロセアム
（総合スポーツセンター）

●農地等ゾーン

- ・優良農地の保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備を促進します。
- ・また、市街地ゾーンに接する部分では都市的な土地利用との調和に配慮しつつ、保全と活用を図ります。



農地等ゾーン

●緑地ゾーン

- ・市域東部の山間地域は、今後も緑地として保全を図ります。

●土地利用検討ゾーン

土地利用検討ゾーン（路線型）

- ・幹線道路沿道などは公共交通が充実しており、特に利便性が高いことから、既に一定の市街化が見られる地区や、今後適正に市街化の誘導を図る必要がある地区を路線型の土地利用検討ゾーンとして位置づけ、商業・工業・流通などの多様な土地利用を図ります。

○南阪奈道路沿道地区

○南阪奈道路沿道（美原ジャンクション周辺）地区

○八尾富田林線沿道地区

○大阪外環状線沿道地区

土地利用検討ゾーン（面型）

- ・商業業務地、または工業、流通業務地といった産業的土地利用と農業的土地利用との調和の検討が必要な地区を、面型の土地利用検討ゾーンとして位置づけ、地権者の意向を踏まえた上で、周辺の営農環境、住環境に十分配慮した土地利用を検討します。

○石川西部地区

○石川東部地区

○駒ヶ谷駅東地区

商業業務誘導地区

- ・国道 170 号（大阪外環状線）、八尾富田林線および南阪奈道路側道の沿道においては、商業業務系施設などの立地を誘導します。
- ・国道 170 号（大阪外環状線）、八尾富田林線の沿道および南阪奈道路インターチェンジの周辺では、流通業務系施設などの立地を誘導します。



南阪奈道路沿道地区



国道 170 号（大阪外環状線）
羽曳野 I.C 前交差点

(2) 市街地整備方針

■市街地整備の基本目標

○良好な市街地の整備においては、その地区が持つ特性を活かしつつ、自然環境へ配慮したものとすることが重要となります。中心市街地においては活性化をめざし、既存市街地や、様々な特性を持つ拠点においては地区にふさわしい手法を検討します。また、南阪奈道路、国道170号（大阪外環状線）沿道の開発意向の高まりがみられる区域においては、周辺の自然、営農環境への影響にも配慮しつつ、秩序ある市街地整備について検討します。

■市街地整備の基本方針

1) 中心市街地の再生

○市の玄関口としての機能を充実させ、魅力を高めるとともに、豊富な歴史遺産と調和したにぎわいのある商業地をめざした活性化方策を検討します。

- ・歩行者専用通路と駅前駐車場の整備が行われた古市駅周辺部については、駅舎の耐震化、周辺地域のバリアフリー化との整合を図りつつ、駅前の混雑緩和と、駅へのアクセスと利便性の向上をめざし、一体的な整備の検討を図ります。
- ・市民や来訪者から親しみのもてる活力ある商店街づくりをめざして、空き店舗の有効活用や古市駅東広場に新たに整備された観光案内所の活用など、地域の魅力そのものを高めることが可能となる中心市街地の活性化方策の総合的な検討を図ります。
- ・市役所周辺は、各種公共施設が集積するシビックゾーンであることから、より利便性、快適性の高い地区の形成を図るとともに、防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、安全で安心して暮らすことのできる市街地整備をめざします。
- ・世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」及びその周辺は、今後來訪者の増加が予想されることから、地域住民の生活環境に配慮した案内板の整備、来訪者の誘導などの適切な方策を図ります。また、あわせて周辺に点在するガイダンス施設などのさらなる活用を図ります。

2) 駅を中心とした生活機能の充実

○各駅前周辺地区については、地域の生活拠点にふさわしいまちづくりをめざし、既存商店街の活性化、歩行者の安全確保、地区内外へのアクセスの向上など、地域のニーズを捉え、周辺環境と調和した整備に努めます。

- ・恵我ノ荘駅周辺においては、安全安心で誰もが利用しやすい駅周辺機能の充実を図るため、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに対応した整備を検討するとともに駅へのアクセスを高

める整備を図ります。また、高鷺駅周辺においては、日常生活を支える商業、サービス機能の充実を図り、利便性の向上を図ります。

- ・駒ヶ谷駅周辺、上ノ太子駅周辺においては、日常生活を支える機能の充実を図るとともに、自然・歴史的な資源や地域の特産品、農業体験を活かした歴史・観光の玄関口としての活用方を検討します。

3) 特徴ある拠点機能の充実

○自然環境、歴史遺産などの地域の持つ特徴を活かしたシンボル拠点の機能の充実を図ることにより、市民にゆとりと潤いをもたらし、市全体の活性化につながる魅力づくりに努めます。

- ・道の駅しらとりの郷は、地域の活性化と魅力あるまちづくりをより一層進めるため、地域産業の振興、地域間交流の拠点として情報発信機能の充実、憩いとやすらぎの場の創出を図ります。
- ・市民の日常的なスポーツ・レクリエーションの振興と交流促進をめざし、はびきのコロセアム（総合スポーツセンター）、中央スポーツ公園、峰塚公園、グレープヒルスポーツ公園を拠点として活用を図ります。

4) 秩序ある市街地を形成する地域

○本市の広域交流軸である「南阪奈道路」「国道 170 号（大阪外環状線）」「都市計画道路八尾富田林線」の沿道は、無秩序な市街化の抑制に努めるとともに、広域交通の沿道サービスとしての商業機能や、産業・流通業務系施設などの立地を誘導することに加え、広域幹線道路同士の交差点近傍に大規模集客施設の立地誘導を図るなど秩序ある市街地の形成を図ります。

- ・南阪奈道路沿道地区
- ・南阪奈道路沿道（美原ジャンクション周辺）地区
- ・八尾富田林線沿道地区
- ・大阪外環状線沿道地区

○本市の地域交流軸である幹線道路沿道においては、地元住民の意向に十分配慮した上で、住民の生活利便性を高める市街地への誘導方を検討します。

- ・恵我之荘駅前南側線沿道地区

○市街化区域に隣接する地域にある土地利用検討ゾーンにおいては、地権者および周辺住民の意向を踏まえ、無秩序な市街化の抑制に努めるとともに、自然環境、営農環境に十分配慮しながら、商業業務、工業、流通業務施設など必要に応じた施設の立地を誘導することを検討します。

- ・石川西部地区
- ・石川東部地区
- ・駒ヶ谷駅東地区

5) 良好な住宅地の形成

○良好な居住環境および自然環境を保全するとともに、災害に強いまちづくりの推進、地域の現状や都市基盤の整備状況などを踏まえた適正な規制誘導を図ることにより、良好な居住環境の創出を図ります。

- ・市街地における良好な居住環境の形成を図るため、緑化の推進、防災性の向上方策の検討、バリアフリー化の推進など、地域特性に応じたきめ細やかな市街地整備に努めます。
- ・地域の特性を活かした住まいづくりを推進するため、地区計画などの住まい、まちづくりに関する制度の普及に努めます。
- ・空き家の活用や老朽化した危険な空き家などへの対策のため、計画の策定や協議会を設立し、良好な住宅地の形成に努めます。
- ・公営住宅は、計画に沿った整備、改修を行い、適正な維持管理に努めながら、施設の有効活用を図ります。



古市駅東広場



白鳥陵古墳周辺

(3) 交通施設整備方針

■交通施設整備の基本目標

○道路は、まちの骨格を形成するものであることから、道路のネットワークを充実することにより、周辺都市との連携や都市機能の集積を強化します。また、誰もが安全安心で快適に利用できる道路空間をめざし、移動環境の改善を図ります。さらには、幹線街路整備においては避難路としての防災機能の向上を図るほか、街路樹の維持管理や景観形成などにより潤いと魅力あふれる道路空間を創出するとともに、より効率的・効果的な整備手法を推進するなど環境に配慮した道路整備を図ります。そして、行政と地域住民の協働による良好な道路空間の維持向上に努めます。

■交通施設整備の基本方針

1) 道路ネットワークの形成による都市機能の強化

○他府県につながり、広域の交通を担う広域幹線道路と、市内の道路ネットワークを形成する補助幹線道路の整備促進により、道路ネットワークを充実させ、集約・ネットワーク型の都市構造を形成し、都市の活力創出を図ります。今後の道路整備においては、効果が高い路線を計画的、重点的に整備することとし、将来交通量予測や整備状況を踏まえ、その必要性、実現性が低い路線については、計画の見直しを検討します。また、安全・安心な道路ネットワークを形成するため、橋梁などの道路ストックについては、計画に基づき整備を推進します。

- ・広域幹線道路について、周辺都市とのネットワーク充実のため、今後も継続して都市計画道路八尾富田林線の整備を促進します。また、南阪奈道路は国道170号（大阪外環状線）より東側の区間の4車線化を促進します。
- ・南阪奈道路の側道については、国道170号（大阪外環状線）より西側の車線数拡大など、機能の充実を図ります。
- ・補助幹線道路については、市内の交通ネットワークの充実をめざし、広域幹線道路との連携、鉄道駅や公共施設へのアクセスを高めるため、整備の推進を図ります。

2) 人にやさしい道路空間の形成

○誰もが安全安心に移動できる道路空間を形成するために、交通施設のバリアフリー化の推進について検討します。また、交通危険箇所の解消のため、地域特性に応じた交通安全対策や交通安全運動などのキャンペーンによる交通マナーの向上を図ります。

- ・府道郡戸大堀線をはじめとする駅と生活関連施設を結ぶ主要な道路について、関係機関と連携しながら、計画に沿ったバリアフリー整備を推進します。
- ・歩行者が安全に移動できるよう、歩行空間の充実を図るとともに、今後の高齢社会を見据え、電動車いすにも対応できる十分な歩道幅員の確保に努めます。
- ・歩行者の安全確保および自転車通行の安全性、快適性を高めるため、道路幅員や自動車交通量の状況を考慮しながら、自転車レーンの整備について検討します。
- ・生活道路においては、日常生活の安全性や快適性を確保するために、通過交通対策や交通安全施設の整備、狹隘道路の改善など地域特性に応じた交通安全対策を検討します。
- ・交通事故の発生率が高い場所については安全性の向上を図るための対策を講じるよう、関係機関への働きかけに努めます。
- ・安全で快適な道路環境維持のため、日常的な安全点検を行い、問題のある箇所については維持修繕を素早く実施するよう努めます。
- ・安全で快適な道路環境を確保するため、関係機関、地域と連携しながら路上駐車や放置自転車、無許可の屋外広告物などによる道路占用が行われないよう啓発を行い、交通マナー向上を働きかけます。

3) 潤いと魅力あふれる道路空間の形成と環境への配慮

○潤いある道路空間を創出していくため、道路整備においては周辺の景観に配慮し、街路樹や緑地帯の維持に努めるとともに、地域特性を活かした魅力あふれる道路空間形成を図ります。また、道路施設の長寿命化や環境に配慮した道路の整備を図ります。

- ・古市古墳群周辺と歴史街道沿道については、羽曳野らしい景観に配慮した魅力あふれる道路空間となるよう周辺の地域資源と一体となった道路整備を検討します。
- ・潤いと魅力ある道路環境の創出を図るため、街路樹などの適切な維持管理を行います。
- ・観光資源を結ぶ周遊ルートを選定、鉄道駅を拠点とした案内板の設置やレンタサイクルの活用などについて、関係機関と連携し、整備および機能の充実を検討します。
- ・今後の道路整備においては、ストックの活用と施設の長寿命化を図るため、計画に沿って道路の点検、修繕を実施します。
- ・道路の整備にあたっては、省エネルギー・省資源に努め、関係部局が連携して一体的な整備を図るなど、時代に適したより効果的、効率的な整備を推進します。また、道路の環境対策として、交通状況に応じた低騒音舗装（排水性舗装）や透水性舗装の導入についても推進を図ります。

4) 公共交通網と交通ターミナル機能の強化

○公共交通機関における利便性の維持向上を図るため、交通ターミナル機能の強化を行うとともに、公共施設循環バスの円滑な運行に努め、関係機関との連携と協力しながら公共交通機関の利用促進を図ります。

- ・拠点機能の充実を図る駅前広場の整備推進など、交通ターミナル機能の強化を図ります。
- ・バス路線の鉄道駅とのネットワーク維持のため、現行のバス路線の維持および、市街地整備や道路整備の進行に合わせた運行の実施について、関係機関への働きかけを行います。
- ・公共施設循環バスは、利用者の要望を考慮し、より利便性の高い、効率的な事業の実現を図ります。

5) 市民との協働による道路整備の検討

○行政と市民の協働によるまちづくりを推進することから、まちづくりへの参加機会を創出し、良好な道路空間の維持向上に努めます。

- ・道路の整備方針などを策定する際には、市民または周辺住民などの意向に配慮した方針づくりに取り組むよう努めます。
- ・アドプト制度などを活用した地域住民との協働による道路環境の維持管理手法を促進するため、活動への参加を促す支援措置や、活動の周知に努めます。



都市計画道路八尾富田林線



東高野街道の整備

(4) 公園緑地等整備方針

■公園緑地等整備の基本目標

○公園や緑地は、人々に潤いややすらぎを与えるレクリエーション機能や延焼防止効果といった防災機能のほか、ヒートアイランドの緩和といった環境保全機能など、多面的な役割を担う都市基盤施設です。今後も、さらなる充実を図るため、緑の基本計画に基づいた取り組みを推進し、みどりにあふれたまちづくりをめざします。

■公園緑地等整備の基本方針

1) みどり・レクリエーション拠点整備の推進

○みどり豊かな都市環境を創造し、市民のレクリエーション活動の増進の場となる拠点の整備を推進します。

- ・はびきのコロセアム（総合スポーツセンター）、中央スポーツ公園、峰塚公園、グレープヒルスポーツ公園、府営石川河川公園、道の駅しらとりの郷は、みどり・レクリエーション拠点として、誰もが生き生きと活動できる施設として活用するとともに、機能の充実を図ります。
- ・地区公園である峰塚公園は、史跡峯ヶ塚古墳と一体的な整備を図ることで、生涯学習の機能を有する施設として活用を推進します。
- ・公園が不足している地域においては、今後の社会情勢などの条件を踏まえながら、地域住民が憩える身近なオープンスペースとなる公園として、街区公園および近隣公園レベルの公園の整備を検討します。

2) みどりのネットワークの形成

○金剛生駒山系、羽曳野丘陵、石川をはじめ市内を流れる河川などの本市の骨格となるみどりを保全するとともに、公共施設、民有地、ため池、生産緑地などの多様なみどりをネットワーク化することで、防災機能向上、生物多様性を含めた豊かな自然環境と景観の保全、ヒートアイランド現象の緩和などに寄与するみどりのネットワークの形成を図ります。

- ・石川、東除川、大乘川、飛鳥川、羽曳野丘陵、金剛生駒山系など本市のみどりの骨格となる山地や河川などについては保全を図り、市街地部においてはその自然特性や地域特性を考慮しながらみどりの創出を図ります。
- ・市域最大の都市公園である府営石川河川公園は、河川敷を活用した多様な機能を持ち、本市の広域避難場所に位置付けるなど、重要な役割を担う公園となっています。今後も、関係機関と協議しながら自然豊かな河川環境の特性を活かした整備を促進します。

- ・市街地部における貴重なみどりを確保していくため、道路や公共建築物などの緑化に努めます。また、新たな開発整備を行う地区についても地区計画を定める際など、みどりの確保に努めます。
- ・本市に点在する多くのため池は生活に潤いを与えるみどりとなっているため、周辺の自然環境とともに一体的な保全活用を図ります。
- ・農地や市街地内の生産緑地は多様な機能を持つ緑地として機能する空間となっているため、保全および新たな創出を図り、地権者の意向を踏まえて、営農の支援や新たな担い手の育成、遊休地の活用などについて方策を検討します。

3) 市民協働の取り組みと利用者ニーズに沿った公園整備の推進

○公園整備においては、市民と行政の協働による整備の取り組みに努めます。また、利用者ニーズに沿った整備を図ることにより愛着が持てる公園づくりに努めるとともに、公園のバリアフリー化についても整備を推進します。

- ・地域の个性的で特色のある風土や歴史・文化などを活かした魅力ある公園づくりを、行政、市民、専門家との協働により計画段階から取り組みます。
- ・既設の公園については、誰もが親しみやすい公園づくりをめざし、利用者のニーズに沿った施設の維持修繕と更新に努めます。また、長く使える公園をめざし、適切な維持管理や公園利用のモラルの育成を、市民と行政との協働により推進します。
- ・新たに都市公園を整備する際には、バリアフリー化を図るものとし、既設の都市公園についても改築や改修を行う場合には、バリアフリー化を推進します。

4) 羽曳野らしい豊かなみどりの創出

○地域特性を活かした豊かなみどりの創出を図るとともに、農・自然環境を活かした市民交流の機会の創出や施設の活用を図ります。

- ・古市古墳群をはじめとする古墳や、旧街道の周辺などでは、文化・歴史遺産と一体となったみどりの保全・活用を図ることで地域特性を活かした豊かなみどりの創出に努めます。
- ・本市の豊かな農・自然環境を活かし、ブドウ畑や観光農園での農産物の収穫体験や、農や自然とのふれあいを通じて、市民の交流やコミュニティ醸成につなげるとともに、魅力ある観光資源のひとつとして、施設の活用を図ります。



峰塚公園管理棟



道の駅しらとりの郷

(5) 上下水道整備方針

■上下水道整備の基本目標

- 上水道は、安全でおいしい水を供給するため水質管理の徹底と、災害に強い水道施設整備を進めます。
- 下水道は、公共下水道整備を推進し、快適で安全・安心な市民生活や都市機能を確保するとともに、環境保全と潤いのあるまちづくりをめざします。

■上水道整備の基本方針

1) 安全でおいしい水を安定して供給できる水道づくり

○水道事業は、「拡張の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、今後も安全でおいしい水道水を安定して供給できるよう、信頼される水道事業に努めます。

- ・水道水の安定供給を図るため、浄・配水施設および送配水管の更新を推進するとともに、施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理を行います。
- ・災害時においても安定して水道水を供給できるよう、基幹施設や管路の耐震性向上を図るほか、危機管理体制を整備し、災害に強い水道システムの構築を図ります。

2) 人口減少時代に対応した健全かつ安定的な事業運営

○既存の施設について更新需要が増す一方で人口減少による給水収益の落ち込みが想定されます。そのような中でも健全かつ安定的な事業運営ができるように努めます。

- ・施設および送配水管について、適切に設定した長寿命化方針に基づき更新事業費の平準化を図ります。

3) 市民に対する水道事業への理解の促進

○水道事業は、本市の他の会計と同様に水道事業会計において事業の透明性の確保と情報公開が求められており、今後もわかりやすい水道事業を推進し、健全な事業展開を図ります。

- ・健全な経営を継続するため、事業の計画的実施や効率的な整備手法の導入を検討します。わかりやすくひらかれた水道事業をめざし、経営状況の公開に継続して取り組みます。
- ・水道水の安全性、非常時における対応についての理解を推進するため、広報活動の充実と強化を図ります。

■下水道整備の基本方針

1) 下水道施設の効率的な運用と整備の推進

○本市における下水道普及率は高まってきており（下水道普及率平成 26 年度末 80.5%→令和元年度末 85.4%）今後は施設の効率的な整備とともに、適切な維持管理が求められます。一方で、河川などの汚濁は、生活排水が主な原因となっていることから、快適で安全・安心な生活環境を確保するため、公共下水道未整備地域での汚水整備を進めるとともに、浸水被害の軽減を図るため、雨水整備を推進します。

- ・ 下水道未整備地域内においては、他の計画と調整を図りながら、計画的で効率的な整備に努めます。
- ・ 今後、増加する老朽化施設への対応については、ストックマネジメント計画の導入により、計画的かつ効率的な施設管理に努め、より安定した下水道サービスの確保を図ります。
- ・ 雨水対策の重要性が高い地区においては、計画的に整備を推進するとともに、浸水被害の最小化を図ります。

2) 災害に強い下水道システムの構築

○災害時においても、安定した下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や運営体制の確立を図ります。

- ・ 災害時における機能向上のため、下水道施設の構造面での強化を図り、施設の制御システムのネットワーク化といった下水道システムの全体の強化を図ります。
- ・ 既存施設の更新時には、耐震化を考慮し、災害時にも機能する下水道システムの構築を図ります。
- ・ 日常の点検や訓練、応急対策の向上や関係部局との連携を図りつつ、運営体制の強化を総合的に推進します。

3) 市民に対する下水道への理解と経営の健全化の推進

○環境意識が高まるなか、人口減少、少子高齢化社会を踏まえ、効果的かつ効率的な下水道整備および管理運営に努め、下水道事業の経営の健全化を図ります。

- ・ 環境保全の啓発に努め、整備区域において、水洗化の促進を図ります。
- ・ 地方公営企業法適用事業として、経営状況の透明性と効率化を図ります。

(6) 都市防災整備方針

■都市防災整備の基本目標

○安全安心なまちづくりは、市民が、落ち着いた暮らしを送る上で大変重要な課題です。このため、防災上課題がある地区については適切な改善方策を検討するとともに、自助、共助による災害対応が可能となる仕組みづくりや、防災・減災に対する市民意識の高揚や体制の強化を図ることにより、災害に強いまちの形成をめざします。

■都市防災整備の基本方針

1) 安全安心な都市整備の推進

○大規模地震などの災害発生に備え、地域が持つ課題、特性を踏まえた適切な整備手法の検討を行い、すべての人が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

- ・狭隘道路や密集住宅地が残されている市街地では、道路拡幅や、公園などの整備、延焼遮断帯の整備、地域拠点などの整備などにより、地域の防災機能向上をめざした計画的な整備を検討します。
- ・発災時における密集市街地の延焼を防止するため、各種制度の活用を検討するとともに、建築物の不燃化の促進を図ります。
- ・災害に強いまちを形成するため、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、発災時に緊急交通路が有効に機能するよう、道路整備の促進に努めます。
- ・市街地および周辺の農地や生産緑地については、延焼遮断帯、避難地などの防災上の機能を有することから、さらなる保全を図ります。
- ・地域の防災拠点や避難所となる学校、公共公益施設においては、引き続き施設の耐震改修を推進します。また、建替え時においては、災害時の拠点となる機能の充実について検討します。
- ・耐震改修が必要である民間建築物の耐震化を支援するとともに、特に不特定多数の人が利用する建築物などのうち大規模なもの、および大阪府が指定する広域緊急交通路の沿道建築物のうち道路を閉塞する可能性のあるものについては、耐震診断が義務付けられ、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示などを行うことにより、耐震化の促進を図ります。
- ・特定既存耐震不適格建築物などの所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示などを行い、進行管理に努めます。

- ・河川の改修、ため池の老朽化対策や、下水道雨水施設の整備などによる水害予防対策の推進を図ります。
- ・土砂災害の発生を未然に防ぐため、斜面地における宅地開発に際しては、十分な対策を指導するとともに、住民への情報提供および防災意識の高揚に努めます。

2) 防災・減災に向けた体制づくり

○災害時の初期活動において、被害の拡大防止の役割を果たす地域コミュニティの醸成を支援し、自主防災組織の形成を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となった活動が可能となる仕組みづくりに取り組みます。

- ・災害時に必要な避難所・避難場所の整備、備蓄の確保を推進します。避難所・避難場所は公共施設を指定することを基本とし、不足する場合は、関係団体や企業との協定の締結により、公的施設や民間施設の避難所・避難場所としての確保を図ります。
- ・市、警察、消防が連携した防災体制の構築はもとより、災害時には地域内での自主的な防災活動により被害の軽減が図れることから、防災リーダーや自主防災組織の育成強化に努め、地域の防災力の向上につながる取り組み支援を推進します。
- ・自主防災組織との連携や食料の備蓄など、事業者における防災体制の整備について啓発に努めます。
- ・平素から防災訓練や防災教育などを通じて、市民の防災・減災意識の高揚に努めるとともに、災害の教訓や想定される被害状況など、最新の知見や情報を反映した総合防災ガイドの配布などにより市民の防災意識を高め、多様な世代が主体的に参加できる環境の整備に努めます。
- ・ハザードマップにより、浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの被害想定区域の周知、災害時の避難行動の啓発など、防災に関する市民への情報提供に努めます。

■ 避難所・避難場所一覧

番号	避難場所の名称	災害種別		
		地震	洪水	土砂
広域避難場所				
1	石川スポーツ公園	○	×	○
2	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	○	○	○
3	峰塚公園	○	○	○
4	はびきのコロセアム	○	○	○
5	道の駅しらとりの郷・羽曳野	○	○	○
6	府営石川河川公園駒ヶ谷地区	○	×	○
一時避難場所				
7	菅田中学校茶山グラウンド	○	×	○
8	菅田八幡宮	○	×	○
9	高鷲小学校第2グラウンド	○	×	○
10	しなづせせらぎの道	○	×	○
11	東除公園	○	×	○
12	新池さくら公園	○	○	○
13	青少年児童センター	○	○	○
14	中央スポーツ公園	○	○	○
15	向野公園	○	×	○
16	上印公園	○	○	○
17	伊賀公園	○	○	○
18	野々上2丁目緑地	○	○	○
19	埴生野公園	○	○	○
20	桃山台1号公園	○	○	×
21	桃山台2号公園	○	○	○
22	羽曳が丘北公園	○	○	○
23	羽曳が丘中公園	○	○	○
24	グレープヒルスポーツ公園	○	○	○
25	駒ヶ谷テニスコート	○	○	○
26	櫻山緑地	○	×	○
27	郡戸公園	○	×	○
28	健康ふれあいの郷 グラウンド・ゴルフ場	○	○	○
29	羽曳が丘東公園	○	○	○
30	羽曳が丘南公園	○	○	○
31	羽曳が丘西北公園	○	○	○
32	羽曳が丘西中公園	○	○	○
33	羽曳が丘西公園	○	○	×
34	羽曳が丘西南公園	○	○	○
35	羽曳が丘ネオポリス公園	○	○	○
36	学園前1丁目公園	○	○	○
37	駒ヶ谷古墳公園	○	○	○
	38-39 削除			
40	翠鳥園遺跡公園	○	○	○
41	羽曳が丘10丁目公園	○	○	○
	社会福祉法人大阪福祉事業財団児童養護施設高鷲学園	○	○	○
指定避難所				
42	古市小学校	○	△	○
43	古市南小学校	○	△	○
44	府立西浦支援学校	○	△	○
45	白鳥小学校	○	△	○
46	菅田中学校	○	△	○
47	高鷲小学校	○	△	○
48	高鷲南小学校	○	○	○

番号	避難場所の名称	災害種別		
		地震	洪水	土砂
指定避難所				
49	恵我之荘小学校	○	○	○
50	高鷲北小学校	○	△	○
51	高鷲中学校	○	○	○
52	高鷲南中学校	○	○	○
53	はびきの埴生学園	○	○	○
54	埴生南小学校	○	○	○
55	西浦小学校	○	○	○
56	峰塚中学校	○	○	○
57	西浦東小学校	○	△	○
58	羽曳が丘小学校	○	○	○
59	丹比小学校	○	○	○
60	河原城中学校	○	○	○
61	駒ヶ谷小学校	○	△	○
62	府立懐風館高校	○	○	○
13	青少年児童センター	○	○	○
63	羽曳野市民会館	×	△	○
福祉避難施設				
4	はびきのコロセアム	○	○	○
64	陵南の森総合センター	○	○	○
65	LIC はびきの	○	○	○
その他の避難場所・避難所				
66	白鳥会館	これらの避難所は、上記の指定避難所だけではスペースが不足する場合等、必要に応じて開設されます。		
67	石川プラザ			
68	支所			
69	西川公民館			
70	丹下公民館			
71	高年生きがいサロン 2 号館			
72	野々上公民館			
73	人権文化センター			
74	MOMO プラザ			
75	高年生きがいサロン 6 号館			
76	飛鳥公民館			
77	駒ヶ谷新公民館			
78	新町公民館			
79	西浦公民館			
80	東阪田公民館			
81	尺度公民館			
82	蔵之内老人いこいの家			
83	野公民館			
84	高年生きがいサロン 5 号館			
85	丹治はやプラザ			
86	檜山公民館			
災害医療機関				
87	藤本病院	-		
88	大阪はびきの医療センター			
89	しまだ病院			
90	高村病院			
91	城山病院			
92	天仁病院			
93	丹比荘病院			

(7) 景観形成方針

■景観形成の基本目標

○本市の風格のある歴史・文化、豊かな自然、活力と潤いのある都市・市街地が創り出す「羽曳野らしい景観」を守るため、金剛生駒山系の山なみ、公園緑地または農地などの自然景観と歴史的景観、都市景観が調和した魅力ある景観形成をめざします。また、景観法にもとづいた、景観施策の実施により、総合的な景観の取り組みについて検討します。

■景観形成の基本方針

1) にぎわいと魅力ある都市景観形成

○古市駅周辺の中心市街地および恵我ノ荘駅周辺、高鷲駅周辺は、安全安心、快適でにぎわいある景観形成を図ります。また、重要な都市景観形成要素である、大学、古墳や社寺仏閣等の歴史遺産、公共公益施設などの魅力を活かした羽曳野らしい都市景観形成を図ります。また、それらの創り出す良好な景観を阻害しないよう、適切な規制誘導を図ります。

- ・本市の玄関口である古市駅周辺や市役所周辺においては、安全安心、快適で生き生きとした魅力あふれる都市景観の形成をめざすとともに、応神天皇陵古墳などの本市を代表する歴史的景観と調和した景観の創出を図ります。
- ・恵我ノ荘駅周辺、高鷲駅周辺においては、安全安心、快適で駅前らしいにぎわいのある都市景観形成をめざします。
- ・学園前周辺においては学園都市として風格のある都市景観形成をめざし、街路樹の植栽などみどり豊かで洗練された景観の創出を検討します。



羽曳野市役所前

- ・国道 170 号（大阪外環状線）や都市計画道路八尾富田林線などの幹線道路沿道については、街路樹による整備や沿道敷地内の緑地の確保などにより潤いのある景観形成を図り、屋外広告物や沿道建築物への形態・意匠の規制や誘導により、良好な沿道景観の創出を図ります。
- ・建築物や工作物の建築などの開発行為は、その規模や区域によっては良好な景観を大きく損なうおそれがあるため、景観法に基づく制限や手続きを有効かつ適切に活用します。
- ・地区のイメージ形成に大きな影響を与える公共施設については、地区のシンボル形成に資する景観に配慮したデザインとなるよう検討します。

2) 住宅市街地などにおける都市景観形成

○市街地部における住宅地においては、歴史と風格が感じられ、みどり豊かな住宅地景観の形成をめざすとともに、地区の文化、歴史性を踏まえ、地区ごとのイメージを活かした都市景観形成を図ります。

- ・住宅の建て替えや開発にあたっては、まちなみの連続性や周辺景観との調和に配慮し、良好な住宅地景観の形成に努めます。
- ・住宅地においては、民有地空間の生垣や庭木などの緑化の促進を図るとともに、街路樹などによる緑化を図り、みどり豊かで良好な住宅地景観の形成を図ります。
- ・生産緑地などの市街化区域内の農地は、市街地における貴重なみどり景観となっていることから、新たに指定を行うなど、緑地の確保に努めるとともに、持続的な営農を支援できる仕組みづくりの検討とあわせて農空間の保全を図ります。



住宅地景観

3) 羽曳野らしい歴史的景観形成

○本市が誇る歴史遺産の数々は羽曳野市の歴史を知るだけでなく、日本の歴史を考える上でも大変重要なものです。私たちの祖先が創造し、守ってきたこれらの歴史遺産を活かした羽曳野らしい歴史的景観の形成を図ります。

- ・竹内街道、東高野街道、長尾街道などの歴史街道では、街道沿道の歴史的風致を更に保全・活用するために、地域の歴史的な雰囲気を感じられ、街道としてのつながりを意識したまちなみ景観の形成を図ります。
- ・駒ヶ谷地区においては、竹内街道沿道の伝統的な様式を踏襲した街並み景観の形成を図るとともに周囲のブドウ畑と一体となった景観としての価値向上を図ります。
- ・市内に点在する巨大な古墳は、その大きさや静寂さに畏敬の念をいだかれながら、いつの時代も市民と共存してきました。今後、羽曳野市の景観資源として保全を図るため、古墳とその周辺については、調和のとれた適切な景観を誘導するとともに、よりきめ細やかな景観形成が求められる区域では市民の合意形成のもと、景観保全に向けた制度の活用を検討します。
- ・集落地においては、地区の歴史性を踏まえた伝統的様式を継承した歴史的景観の形成を図ります。



緑の一里塚（竹内街道）



応神天皇陵古墳

4) 羽曳野らしいみどり豊かな自然景観形成

○本市の重要な自然景観形成要素である、石川、飛鳥川などの水辺や羽曳野丘陵、ブドウ畑や田園などの農地、金剛生駒山系の山地において、それぞれの要素が持つ景観特性を保全および活用し、羽曳野らしいみどり豊かな景観形成を図ります。

- ・ 石川、飛鳥川、東除川などの河川やため池周辺では、水辺空間の持つ自然特性を活かした親しみのもてる景観形成を図ります。石川沿岸においては、東部山間部の山なみや周辺の田園空間と一体となった景観形成を図るため、河川空間を構成する施設と自然環境の調和に努めます。
- ・ 羽曳野丘陵は市街地縁辺部に残された貴重なみどりとして、自然豊かな景観の保全に努めます。
- ・ 石川以東の駒ヶ谷地区一帯のブドウ畑などの農地は、羽曳野らしい景観として、営農環境の保全とともに新たな農業の担い手の確保に取り組むことにより、丘陵景観および眺望景観の保全に努めます。
- ・ 市街化調整区域の田園部の景観については、農業施策の推進と協働し、広がりのある緑豊かな農空間の保全と形成を図ります。
- ・ 金剛生駒山系は、市街地の背景となる景観として、山なみ景観の保全に努めます。



金剛生駒山系の山なみ景観

5) 市民協働で取り組む景観形成

○地域の歴史と一体となった魅力ある景観を形成するためには、様々な関係者が一体となり、景観形成に取り組むことが重要となります。良好な景観形成を図るため、行政、市民、事業者などによる市民協働の取り組みを推進します。

- ・ 景観形成を担うリーダー育成や取り組みを行う団体のネットワークづくり、景観についての意見交換の場の提供や情報発信により、市民、事業者、専門家などが行政とともに景観形成の取り組みを進めていけるような方策の検討を進めます。
- ・ 世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」及びその周辺をはじめとする、本市の魅力的な景観形成をさらに進めるため、関係部局が連携し、地域の文化・歴史的資源のにぎわいや交流への活用、地域の価値を高めるプロモーション、イベント、広報などの効果的な取り組みを進めるよう努めます。



パネル展示によるプロモーション

